

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（農林物資の規格化等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 農林物資の規格化等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本農林規格等に関する法律施行令

第一条中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、「物資は」の下に「、観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚、真珠」を加え、「一般材、押角、耳付材、電柱、枕木、合板」を「漆、竹材、木材」に、「もの」を「合板」に改め、「床板」を削り、「又は畜

産物」を「林産物、畜産物又は水産物」に改める。

第二条中「第七条第五項」を「第三条第四項」に、「農林物資規格調査会」を「日本農林規格調査会」に改める。

第三条の見出し中「登録認定機関」を「登録認証機関」に改め、同条中「第十六条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第一号中「第二条第三項第一号」を「第二条第二項第一号イ」に、「基準に係る」を「事項についての基準を内容とする」に改め、「が定められている農林物資の種類」を削り、「十二万八千六百円」を「十四万五千円」に、「あつては、十二万八千三百円」を「あつては、十四万四千五百円」に改め、同条第二号中「十万五千七百円」を「十一万八千七百円」に、「あつては、十万五千四百円」を「あつては、十一万八千二百円」に改め、同条に次の三項を加える。

2 法第十四条第一項の登録（以下この条及び第五条において「機関登録」という。）を受けようとする者が同時に法第四十二条の登録を受けようとする場合又は現に同条の登録を受けている場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各

区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分
十三万五千四百円（電子申請による場合にあつては、十三万四千九百円）

二 前号に規定する区分以外の区分 十万九千百円（電子申請による場合にあつては、十万八千六百円）

3 現に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとする場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分
八万九百円（電子申請による場合にあつては、八万五百円）

二 前号に規定する区分以外の区分 五万四千六百円（電子申請による場合にあつては、五万四千二百円）

4 前三項に定める額の手数料を納付して機関登録を受けようとする者が同時に他の機関登録を受けよう

とする場合における当該他の機関登録に係る法第十四条第一項の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分
七万千百円

二 前号に規定する区分以外の区分 四万四千八百円

第四条の見出し中「登録認定機関」を「登録認証機関」に改め、同条中「第十七条の三第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第五条の見出し中「登録認定機関」を「登録認証機関」に改め、同条中「第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項」を「第十七条第二項において準用する法第十四条第一項」に改め、同条第一号中「第二条第三項第一号」を「第二条第二項第一号イ」に、「基準に係る」を「事項についての基準を内容とする」に改め、「が定められている農林物資の種類」を削り、「十万三千四百円」を「十一万三千三百円」に、「あつては、十万三千百円」を「あつては、十一万二千九百円」に改め、同条第二号中「八

万八千円」を「九万五千八百円」に、「あつては、八万七千八百円」を「あつては、九万五千四百円」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法第十七条第一項の登録の更新（次項において「機関登録の更新」という。）を受けようとする者が同時に法第四十五条第一項の登録の更新を受けようとする場合における法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分
十万五千四百円（電子申請による場合にあつては、十万五千円）

二 前号に規定する区分以外の区分 八万七千九百円（電子申請による場合にあつては、八万七千五百円）

3 前二項に定める額の手数料を納付して機関登録の更新を受けようとする者が同時に当該機関登録の更新に係る機関登録以外の他の機関登録に係る機関登録の更新を受けようとする場合における当該他の機

関登録に係る機関登録の更新に係る法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分
四万六千五百円

二 前号に規定する区分以外の区分 二万九千円

第六条の見出し中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に改め、同条第一項中「第十九条の八」を「第三十四条」に改め、「額に、」の下に「農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の」を加え、「とした場合に国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる」を「の」に要する」に改め、「旅費の額」の下に「（以下この条において単に「旅費の額」という。）」を加え、同項第一号中「第二条第三項第一号」を「第二条第二項第一号イ」に、「基準に係る」を「事項についての基準を内容とする」に改め、「が定められている農林物資の種類」を削り、「八万四千八百円」を「十万二千

七百円」に、「あつては、八万四千五百円」を「あつては、十万二千三百円」に改め、同項第二号中「六万九千九百円」を「七万六千四百円」に、「あつては、六万六千六百円」を「あつては、七万六千円」に改め、同条第二項中「前項の場合において」を「旅費の額は」に、「職員は、」を「職員が」に改め、「昭和二十五年法律第九十五号」の下に「。以下「給与法」という。」を加え、「その旅費の額を計算すること」を「、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算するもの」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 法第三十四条の登録（以下この条及び第九条において「機関登録」という。）を受けようとする者が同時に法第五十三条の登録を受けようとする場合又は現に同条の登録を受けている場合における法第三十四条の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

- 一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分
九万三千百円（電子申請による場合にあつては、九万二千七百円）

二 前号に規定する区分以外の区分 六万六千八百円（電子申請による場合にあつては、六万六千四百円）

3 現に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとする場合における法第三十四条の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 七万三千七百円（電子申請による場合にあつては、七万三千二百円）

二 前号に規定する区分以外の区分 四万七千四百円（電子申請による場合にあつては、四万六千九百円）

4 前三項に定める額の手数料を納付して機関登録を受けようとする者が同時に他の機関登録を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る法第三十四条の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、同条の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該

当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分
七万千百円

二 前号に規定する区分以外の区分 四万四千八百円

第七条の見出し中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に改め、同条中「第十九条の九第四項」を「第三十五条第四項」に改め、「同条第二項第六号の検査のため」を削り、「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員が」を「センターの職員二人が同条第二項第六号の検査のため」に、「その出張する職員を二人とし、これらの」を「出張をする」に、「一般職の職員の給与に関する法律」を「給与法」に改める。

第八条の見出し中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に改め、同条中「第十九条の十」を「第三十六条」に、「第十七条の三第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第九条の見出し中「登録外国認定機関」を「登録外国認証機関」に改め、同条第一項中「第十九条の十」において準用する法第十七条の三第二項」を「第三十六条において準用する法第十七条第二項」に、「第

十六条第一項」を「第十四条第一項」に改め、「額に、」の下に「農林水産省又はセンターの」を加え、「第十九条の十において準用する法第十七条の三第一項」を「第三十六条において準用する法第十七条第一項」に、「とした場合に旅費法の規定により支給すべきこととなる」を「のに要する」に改め、「旅費の額」の下に「（次項及び第四項において単に「旅費の額」という。）」を加え、同項第一号中「第二号第三項第一号」を「第二条第二項第一号イ」に、「基準に係る」を「事項についての基準を内容とする」に改め、「が定められている農林物資の種類」を削り、「五万九千六百円」を「七万千円」に、「あつては、五万九千三百円」を「あつては、七万六千円」に改め、同項第二号中「四万四千三百円」を「五万三千六百円」に、「あつては、四万四千円」を「あつては、五万三千円」に改め、同条第二項中「第六条第二項」を「第六条第五項」に改め、「前項の」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法第三十六条において準用する法第十七条第一項の登録の更新（次項において「機関登録の更新」という。）を受けようとする者が同時に法第五十六条において準用する法第四十五条第一項の登録の更新を受けようとする場合における法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第

十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分
六万三千二百円（電子申請による場合にあつては、六万二千七百円）

二 前号に規定する区分以外の区分 四万五千七百円（電子申請による場合にあつては、四万五千二百円）

3 前二項に定める額の手数料を納付して機関登録の更新を受けようとする者が同時に当該機関登録の更新に係る機関登録以外の他の機関登録に係る機関登録の更新を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る機関登録の更新に係る法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分
四万六千五百円

二 前号に規定する区分以外の区分 二万九千円

第十二条第一項中「第二十三条第一項」を「第七十四条第一項」に改め、同項ただし書中「あつては、法第十九条の十四」を「あつては、法第六十一条」に改め、同項第一号中「第十九条の十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「第十九条の十四の二」を「第六十二条」に、「製造業者等（法第十四条第一項）」を「取扱業者（法第十条第一項）」に、「製造業者等」を「取扱業者」に、「」であつて」を「」であつて」に、「製造業者等の」を「取扱業者の」に改め、同号イ中「製造業者等であつて」を「取扱業者であつて」に、「指定都市内製造業者等」を「指定都市内製造業者」に改め、同号ロ中「製造業者等であつて」を「取扱業者であつて」に、「指定都市内製造業者等」を「指定都市内取扱業者」に改め、同項第二号中「第十九条の十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「第十九条の十四の二」を「第六十二条」に、「製造業者等の」を「取扱業者の」に改め、同号イ中「都道府県内製造業者等」を「都道府県内取扱業者」に改め、同号ロ中「指定都市内製造業者

等」を「指定都市内取扱業者」に改め、同項第三号中「第二十条第三項」を「第六十五条第四項」に、「製造業者等に」を「取扱業者に」に、「製造業者等の区分」を「取扱業者の区分」に改め、同号イ中「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同号ロ中「製造業者等であつて」を「取扱業者であつて」に、「あつては、法第十九条の十四」を「あつては、法第六十一条」に改め、同項第四号中「第二十条第三項の規定による製造業者等」を「第六十五条第四項の規定による取扱業者」に改め、同号イ及びロ中「製造業者等」を「取扱業者」に、「であつて」を「であつて」に改め、同項第五号中「第二十条第三項」を「第六十五条第四項」に、「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同項第六号中「第二十一条の二第一項」を「第七十条第一項」に、「製造業者等の区分」を「取扱業者の区分」に改め、同号イ中「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同号ロ中「製造業者等であつて」を「取扱業者であつて」に改め、同条第二項中「第十条第三項及び第四項中「行つた」を「行つた」に改め、同条第五項中「行つた場合に」を「行つた場合に」に改め、同項第一号中「都道府県内製造業者等及び指定都市内製造業者等以外の製造業者等」を「都道府県内取扱業者及び指定都市内取扱業者以外の取扱業者」に、「行つた」を「行つた」に改め、同項第二

号中「都道府県内製造業者等」を「都道府県内取扱業者」に、「行った」を「行った」に改め、同項第三号中「指定都市内製造業者等」を「指定都市内取扱業者」に、「行った」を「行った」に改め、同条第六項中「製造業者等又は」を「取扱業者又は」に、「第二十条第三項」を「第六十五条第四項」に、「行った」を「行った」に、「製造業者等が法第十九条の十三の二」を「取扱業者が法第六十条」に、「第十九条の十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「とつて」を「とつて」に、「製造業者等の」を「取扱業者の」に改め、同項第一号中「都道府県内製造業者等」を「都道府県内取扱業者」に改め、同項第二号中「指定都市内製造業者等」を「指定都市内取扱業者」に改め、同条第七項中「第二十一条の二第二項」を「第七十条第二項」に、「行った」を「行った」に改め、同条第八項中「第二十一条の二第二項」を「第七十条第二項」に、「行った場合」を「行った場合」に改め、同項第一号中「指定都市内製造業者等」を「指定都市内取扱業者」に、「行った」を「行った」に改め、同項第二号中「都道府県内製造業者等」を「都道府県内取扱業者」に、「行った」を「行った」に改め、同項第三号中「行った」を「行った」に改め、同条を第十九条とする。

第十一条中「第二十三条第一項」を「第七十四条第一項」に、「第十九条の十三第一項」を「第五十九

条第一項」に、「第二十一条の三」を「第七十二条」に改め、同条を第十八条とする。

第十条中「第十九条の十五第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第一号中「あつては」を「あつては」に、「であつて」を「であつて」に改め、同条を第十七条とする。

第九条の次に次の七条を加える。

（登録試験業者の登録手数料）

第十条 法第四十三条第一項の政令で定める額は、八万五千七百円（電子申請による場合にあつては、八万五千二百円）とする。

2 法第四十二条の登録（以下この条及び第十二条第二項において「業者登録」という。）を受けようとする者が現に法第十四条第一項の登録を受けている場合における法第四十三条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、七万六千円（電子申請による場合にあつては、七万五千六百円）とする。

3 現に業者登録を受けている者が他の業者登録を受けようとする場合における法第四十三条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、三万四千八百円（電子申請による場合にあつては、三万

四千四百円)とする。

4 前三項に定める額の手数料を納付して業者登録を受けようとする者が同時に他の業者登録を受けようとする場合における当該他の業者登録に係る法第四十三条第一項の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、二万五千円とする。

(登録試験業者の登録の有効期間)

第十一条 法第四十五条第一項の政令で定める期間は、四年とする。

(登録試験業者の登録更新手数料)

第十二条 法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の政令で定める額は、七万三千四百円(電子申請による場合にあつては、七万三千円)とする。

2 前項に定める額の手数料を納付して法第四十五条第一項の登録の更新(以下この項において「業者登録の更新」という。)を受けようとする者が同時に当該業者登録の更新に係る業者登録以外の他の業者登録に係る業者登録の更新を受けようとする場合における当該他の業者登録に係る業者登録の更新に係る法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわ

らず、一万七千円とする。

(登録外国試験業者の登録手数料)

第十三条 法第五十四条の政令で定める額は、四万三千四百円(電子申請による場合にあつては、四万三千円)に、農林水産省又はセンターの職員二人が法第五十三条の登録の審査のため当該審査に係る試験所(法第四十四条第一項に規定する試験所をいう。以下同じ。)の所在地に出張するのに要する旅費の額(以下この条において単に「旅費の額」という。)に相当する額を加算した額とする。

2 法第五十三条の登録(以下この条及び第十六条第二項において「業者登録」という。)を受けようとする者が現に法第三十四条の登録を受けている場合における法第五十四条の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、三万三千八百円(電子申請による場合にあつては、三万三千四百円)に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

3 現に業者登録を受けている者が他の業者登録を受けようとする場合における法第五十四条の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、二万七千六百円(電子申請による場合にあつては、二万七千円)に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

4 前三項に定める額の手数料を納付して業者登録を受けようとする者が同時に他の業者登録を受けようとする場合における当該他の業者登録に係る法第五十四条の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、二万五千円とする。

5 第六条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

(登録外国試験業者の試験所における検査に要する費用の負担)

第十四条 法第五十五条第三項の政令で定める費用は、農林水産省又はセンターの職員二人が同条第一項第五号の検査のため当該検査に係る試験所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その旅費の額は、出張をする職員が給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとして、旅費法の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、農林水産省令で定める。

(登録外国試験業者の登録の有効期間)

第十五条 法第五十六条において準用する法第四十五条第一項の政令で定める期間は、四年とする。

(登録外国試験業者の登録更新手数料)

第十六条 法第五十六条において準用する法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の政令で定める額は、三万千円（電子申請による場合にあつては、三万七千円）に、農林水産省又はセンターの職員二人が法第五十六条において準用する法第四十五条第一項の登録の更新の審査のため当該審査に係る試験所の所在地に出張するのに要する旅費の額（第三項において単に「旅費の額」という。）に相当する額を加算した額とする。

2 前項に定める額の手数を納付して法第五十六条において準用する法第四十五条第一項の登録の更新（以下この項において「業者登録の更新」という。）を受けようとする者が同時に当該業者登録の更新に係る業者登録以外の他の業者登録に係る業者登録の更新を受けようとする場合における当該他の業者登録に係る業者登録の更新に係る法第五十六条において準用する法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、一万七千円とする。

3 第六条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

（消防法施行令の一部改正）

第二条 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の四中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

(農林物資規格調査会令の一部改正)

第三条 農林物資規格調査会令(平成十二年政令第二百九十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本農林規格調査会令

第一条第一項中「農林物資規格調査会」を「日本農林規格調査会」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 調査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第二条第一項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同条第二項中「生産、取引、使用又は消費」を「若しくは生産、販売その他の取扱い又は農林物資に関する取引」に改める。

第三条第四項中「及び」を「、臨時委員及び」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるも

のとする。

第八条の見出しを「(調査会の運営)」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とする。

第六条第一項及び第二項中「委員」の下に「及び議事に関係のある臨時委員」を加え、同条第三項中「部会」を「分科会及び部会」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中「調査会」の下に「及び分科会」を加え、同条第二項中「及び」を「、臨時委員及び」に改め、「会長」の下に「(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)」を加え、同条第六項中「調査会」を「調査会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。)」に改め、同項ただし書中「農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第七条第五項及び第八条第二項」を「日本農林規格等に関する法律第三条第四項及び第四条第二項」に、「第九条」を「第五条」に、「第十条」を「第六条」に改め、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

(分科会)

第五条 調査会に、試験方法分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、調査会の所掌事務のうち、日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）の規定に基づき調査会の権限に属させられた事項（同法第二条第二項第三号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格に係るものに限る。）を処理することをつかさどる。

3 分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、農林水産大臣が指名する。

4 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により選任する。

5 分科会長は、分科会の事務を掌理する。

6 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 調査会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって調査会の議決とすることができる。

（消費者庁組織令の一部改正）

第四条 消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「第十

九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に、「第十九条の十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「第二十条第三項」を「第六十五条第四項」に改める。

第十三条第二号中「農林物資の規格化等に関する法律第十九条の十三第一項」を「日本農林規格等に関する法律第五十九条第一項」に改める。

（農林水産省組織令の一部改正）

第五条 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第八十五条中「農林物資規格調査会」を「日本農林規格調査会」に改める。

第八十六条の見出しを「（日本農林規格調査会）」に改め、同条第一項中「農林物資規格調査会は、農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格調査会は、日本農林規格等に関する法律」に改め、同条第二項中「農林物資規格調査会に」を「日本農林規格調査会に」に、「農林物資規格調査会令」を「日本農林規格調査会令」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（次条第一項において「改正法」という。）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。ただし、同条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（農林物資規格調査会の調査審議に関する経過措置）

第二条 農林水産大臣が、改正法附則第二条第一項の規定によりその例によることとされる改正法第一条の規定による改正後の日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号。以下この項において「新法」という。）第三条から第五条まで、第七条第一項及び第九条の規定により、新法第二条第二項に規定する日本農林規格（改正法第一条の規定による改正前の農林物資の規格化等に関する法律第二条第三項に規定する日本農林規格に該当するものを除く。）を定める場合における農林物資規格調査会における調査審議については、第三条の規定による改正後の日本農林規格調査会令（以下「新調査会令」という。）の規定の例による。

2 農林水産大臣は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新調査会令第二条第一項の規定の例により、臨時委員を任命することができる。この場合において、その臨時委員は、施行日

に、同項の規定により臨時委員として任命されたものとみなす。

(農林物資規格調査会の委員、専門委員及び会長に関する経過措置)

第三条 この政令の施行の際現に従前の農林物資規格調査会（以下この条において「旧調査会」という。）の委員である者は、施行日に、新調査会令第二条第一項の規定により日本農林規格調査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新調査会令第三条第一項の規定にかかわらず、施行日における旧調査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この政令の施行の際現に旧調査会の専門委員である者は、施行日に、新調査会令第二条第二項の規定により日本農林規格調査会の専門委員として任命されたものとみなす。

3 この政令の施行の際現に旧調査会の会長である者は、施行日に、新調査会令第四条第一項の規定により日本農林規格調査会の会長として選任されたものとみなす。